

## 第87回長野県固定資産評価審議会 議事要旨

- 日 時 令和5年10月31日（火） 午後2時から午後3時30分まで
- 場 所 長野県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 田中委員、伊藤委員、小松委員（東御市）、菅沼委員（辰野町）、赤川委員、郷間委員、杉山委員、沼田委員、宮坂委員、和田委員以上10名
- 県出席者 清水企画振興部長、平林市町村課長、小林市町村課企画幹 ほか
- 議 事
  - （1）会長選出  
委員の互選により赤川委員を会長に選出  
会長代理は赤川会長が小松委員（東御市）を指名
  - （2）固定資産（土地）に係る令和6年度基準地価格（案）について  
【報告事項】  
小川村における令和3年度基準地価格（田）の取扱い誤りについて  
  
【意見】  
[小松委員]  
ミスの範囲は限定的であるが、固定資産税の価格決定の流れを鑑みると、審議会の答申を経た県通知の価格を用いなかったことは、納税者の固定資産税に対する不信を招きかねない。小川村においてはもちろん、県においても年度内に事例として全市町村に周知を図るなど再発防止のために適切なフォローアップに努められたい。  
  
[事務局]  
いただいた御意見を真摯に受け止め、全市町村に対し周知徹底を図るとともに、村をフォローアップしながら、再発防止に努めてまいりたい。
  - 【説明事項】
    - ① 諮問書
    - ② 固定資産税価格決定の流れ
    - ③ 令和6年度の土地評価替えの方針
    - ④ 指定市町村における令和6年度基準地価格
    - ⑤ 指定市町村以外の市町村における令和6年度基準地価格（案）

**【質疑】**

[沼田委員]

相続土地の国庫帰属について法制度化がなされたが、帰属させる費用等もかかるため、山間部の田畑については、いまだ相続が進まない。今までは個人の財産であった土地が、相続する者にとっては負の財産となるような状況の中で、土地に対する固定資産税の課税は、今後どのように推移していくか。

[事務局]

固定資産税の評価の基準となる基準地価格については、全国統一の固定資産評価基準に基づき、売買実例価額等により算出することとされている。現在のところ国から示された情報はなく、現段階では、そのような状況が固定資産税の課税に直接影響を与える状況にはないと思われる。今後国の動向を注視しながら、地方自治体から意見を伝えていく必要があれば、状況に応じて対応を検討してまいりたい。

※ 「固定資産（土地）に係る令和6年度基準地価格（案）」について、会長が諮問案に異存がないか諮り、全員異議なく承認された。

(3) その他  
特になし